

群馬県野菜花き振興事業（野菜花き生産力強化）実施要領

制 定 令和7年3月19日 野花第30465-1号
一部改正 令和8年3月27日 野花第30465-1号
一部改正 令和8年4月1日 野花第30465-1号

第1 趣旨

群馬県では、恵まれた自然環境や立地条件を活かして多様な野菜が生産され、本県は、首都圏をはじめ全国各地の消費地に対する野菜の重要な供給産地となっている。しかし、生産現場においては、資材価格の高騰や記録的な高温等の異常気象への対応が急務であり、「儲かる野菜経営の実現」に向け、意欲ある生産者を力強く後押しする必要がある。

花きは、バラやシクラメンなどの主要品目のほか、洋ラン類や枝物類、山野草等、多様な環境条件の下、特色ある品目が栽培されている。全国品評会での上位入賞や生産者オリジナル品種等、実需者から重要な花き生産地として信頼を得ているが、近年の資材費や病害虫防除、環境制御技術等にかかるコスト増加により経営に大きな影響を受けており、その対策が急務である。

そこで、群馬県農業農村振興計画、群馬県野菜振興計画及び群馬県花き振興計画に基づき、群馬県産野菜・花きの生産力を強化し、その持続的発展を促進するために、群馬県野菜花き振興事業（野菜花き生産力強化）実施要領（以下「実施要領」という。）に基づき、意欲ある生産者に対し、野菜・花き生産用の施設及び機械等の整備に係る取組に対して支援を行う。

第2 用語の定義

本事業における用語の定義は、次のとおりとする。

1 認定農業者

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「基盤法」という。）第12条第1項等の規定により、市町村長等から農業経営改善計画が適当であると認定を受けた者

2 認定新規就農者

基盤法第14条の4の規定により、市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者

3 農業者の組織する団体等

次のいずれかに該当する団体とする。

(1) 農業協同組合

(2) 農事組合法人

農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の10第1項に規定する事業を行う法人であって、県へ届出がされているもの

(3) 集落営農組織

次に掲げる要件の全てを満たしているものをいう。

ア 集落を単位として農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する

合意の下に実施される営農を行っていること。

(ア)「集落を単位として」とは、次のものをいう。

集落営農を構成する農家の範囲が、1つの農業集落を基本的な単位としていること（他集落に属する少数の農家が構成農家として参加している場合や、複数の集落を1つの単位として構成する場合も含む）。

なお、集落を構成する全ての農家が何らかの形で集落営農に参加していることが原則であるが、集落内の全ての農家のうち、おおむね過半の農家が参加している場合はこれを含める。また、大規模な集落の場合で、集落内に「組（くみ）」など、実質的に集落としての機能を持ったより小さな単位がある場合は、これを集落営農の単位とすることができる。

(イ) 農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化に関する合意とは、集落営農に参加する農家が、集落営農の組織形態、農地の利用計画、農業用機械の利用計画、役員やオペレーターの選定、栽培方法等、集落としてまとまりを持った営農に関するいずれかの事項について行う合意をいう。

具体的には、次のいずれかに該当する取組を行っているものとする。

- a 集落で農業用機械を共同所有し、集落ぐるみのまとまった営農計画などに基づいて、集落営農に参加する農家が共同で利用している。
- b 集落で農業用機械を共同所有し、集落営農に参加する農家から基幹作業受託を受けたオペレーター組織等が利用している。
- c 集落の農地全体を1つの農場とみなし、集落内の営農を一括して管理・運営している。
- d 認定農業者、農地所有適格法人等、地域の意欲ある担い手に農地の集積、農作業の委託等を進めながら、集落ぐるみのまとまった営農計画などにより集落単位での土地利用、営農を行っている。
- e 集落営農に参加する各農家の出役により、共同で（農業用機械を利用した農作業以外の）農作業を行っている。
- f 作付地の団地化など、集落内の土地利用調整を行っている。

ただし、以下に該当する取組のみを行う組織については、集落営農組織には含まない。

- (a) 農業用機械の所有のみを共同で行う取組
- (b) 栽培協定、用排水の管理の合意のみの取組

イ 代表者の定めがあること。

ウ 組織及び運営に関する規約が定められていること。

(4) 農地所有適格法人

農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人であって、農地法第6条に基づき市町村農業委員会へ報告されているもの

(5) 全国農業協同組合連合会群馬県本部

(6) 群馬県園芸振興協議会

(7) 次に掲げる要件の全てを満たしている団体

ア 代表者の定めがあること。

イ 組織及び運営に関する規約等が定められていること。

ウ 組織を構成する農家戸数が3戸以上であること。

4 耐用年数

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年 3 月 31 日大蔵省令第 15 号）に定めるものをいう。

5 加工・業務用野菜

品目に制限はなく、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 対象品目の過半の生産物について、出荷前に実需者と事前契約を締結し、その内容が契約書・企画書等により確認できること。
- (2) 実需者ニーズに即した品種、技術又は出荷規格等により、青果用と区別可能であること。

第3 事業の内容等

本事業は、以下のメニューで構成され、メニューごとの事業実施主体、要件、成果目標、対象品目、補助対象、補助率及び補助金の上限額については、別記 1 及び別記 3 のとおりとする。

- (1) 野菜メニュー（別記 1）
 - ア 大規模経営体育成
 - イ 小規模経営体生産力強化
 - ウ 販売額・労働生産性向上
 - エ いちご生産力強化
- (2) 花きメニュー（別記 3）
 - ア 高温対策
 - イ 生産力向上
 - ウ 販売力向上

第4 事業の実施基準

1 共通基準

- (1) 事業の実施区域は、原則として、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年 7 月 1 日法律第 58 号）第 6 条の規定に基づき農業振興地域と指定された地域であること。
- (2) 同一事業実施主体内及び同一市町村・農業協同組合内で事業を複数実施する場合は、事業間の取組や経費等について重複のないようにすること。
- (3) 事業実施主体は、事業を実施するにあたって過剰とみられるような施設及び機械等の導入を排除する等、徹底した事業費の低減が図られるよう努めること。また、請負業者の選定等に際しては、原則として事業実施主体自らが 3 者以上からの競争入札又は見積もり合わせを行い、事業費の低減を図るものとする。
- (4) 事業実施に当たっては、国庫補助事業等を積極的に取り入れ、本事業と有機的な連携のもとに地域の活性化を図るよう努めるものとする。特に、国庫補助事業や他の補助事業の活用が可能な事業内容である場合は、それらの制度をできる限り活用することとし、活用できない場合

等に、本事業を実施するものとする。

- (5) 補助事業費は、本県において使用されている単価及び歩掛かりを基準とし、当該地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとし、施設の規模及び構造、事業の規模等はそれぞれの目的に合致しているものとする。

なお、事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施工を積極的に認めることとし、その場合において、当該直営施工に係る労務費並びに資材費及びその他必要な経費を補助対象とすることができるものとする。

- (6) 補助対象となる施設及び機械等については、次のとおりとする。

ア 原則として耐用年数が5年以上のものとする。

イ 実施計画の目標達成に必要なかつ適切な能力のものとする。

ウ 地域の特性が生かされており、事業の目的・効果が明確なものとする。

エ 事業実施主体が認定農業者の場合は、第2の1の農業経営改善計画、認定新規就農者の場合は、第2の2の青年等就農計画に即するものとする。

この場合、市町村長等から認定を受けた農業経営改善計画書又は青年等就農計画書の写しを実施計画書に添付すること。農業経営改善計画書または青年等就農計画書にない取組を実施する場合は、「経営計画書」(様式第4号)を併せて添付すること。

オ 既存の施設及び機械等の代替として同種、同規模及び同効用の施設及び機械等を整備する場合は、補助対象としないものとする。

カ 既存の施設又は資材の有効利用等の観点から、当該地域又は事業の実情に即して必要があると認められる場合は、新品新材の利用による新築事業のほか、増築・改築、補修・改修、併設若しくは合体の事業、古品古材の利用による事業を補助対象とすることができるものとする。合体の事業とは、他の事業(国庫補助事業を含む)の施設整備と物理的な連続性を確保して整備される事業とする。この場合は、着工前に国に模様替え届を提出するなど適切な事務処理を行うものとする。

なお、古品古材を利用して施設を整備する場合、処分制限期間は、5年又は施設と一体的に整備する補助対象の機械の耐用年数のいずれか長いものとする。また、新品と同程度の能力等を有する中古機械を整備する機械は、原則として残存耐用年数が2年以上のものとする。

ク 倉庫、トラクター、ロータリー、運搬用トラック、フォークリフト、パソコン等、農業経営の用途以外に容易に供されるような汎用性の高い施設及び機械等は、補助対象としない。

ケ 事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、事業を実施しようとする市町村長等は、園芸施設共済、農機具共済、民間事業者が提供する保険又は施工・販売業者等による保証等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置(以下「園芸施設共済等」という。)への加入促進を図るとともに、事業実施主体にあつては、園芸施設共済等への加入を原則とする。

なお、別記1の第2の1又は別記3の第2の1で指定する施設については、園芸施設共済等への加入を必須とする。また、その加入等の期間は、被覆期間中、稼働期間中又は災害による被害の発生が想定される時季に限定せず、通年で加入等することとし、処分制限期間において加入等が継続されるものであること。

ただし、対象となる保険制度等がない場合はこの限りでない。

- コ 機械の整備にあたっては、「農業機械適正導入のてびき（令和4年3月14日農構第30193-4号農政部長通知）」（以下「てびき」という。）に基づき、受益面積に応じた適正な能力及び台数であることを確認するものとする。てびきに記載のない機械についても、これに準じた適正な能力及び台数であることを確認するものとする。
- サ 別記1の第2又は別記3の第2に定めるものとする。
- (7) 事業実施主体が第2の3に該当する農業者の組織する団体等である場合は、次の全てを満たすものであること。
- ア 栽培品目の統一及び次の共同要件を原則として2つ以上満たすものであること。ただし、ソフト事業の場合はこの限りではない。
- (ア) 作型や施肥等の栽培体系の統一
- (イ) 種苗、肥料、用土、資材等の共同購入
- (ウ) 育苗、かん水、防除、用土づくり等の共同作業
- (エ) 共同出荷
- イ 事業により整備する施設・機械等の管理規定及び利用規定が定められており、処分制限期間内における財産の管理方法が明確になっていること、若しくは、見込まれるものであること。
- ウ 集落営農組織が、本事業により取得した財産の取扱いは、次のとおりとする。
- ただし、法人化前後の組織の同一性が担保できる場合に限るものとし、次の(ア)から(ウ)に該当しない場合は、案件ごとに知事と協議を行うこととする。
- (ア) 財産の譲渡
- 集落営農組織が、当該組織の法人化にともない法人化後の組織へ譲渡する場合（有償を含む）は、補助金返還を要しないこととする。
- ただし、処分制限期間内は、補助条件を継承することを条件とする。
- (イ) 遊休期間中の財産の貸付
- a 有償
- 集落営農組織が事業実施時に策定した利用計画の遊休期間内において、有償で一時貸付けを行う場合は、貸付により生じる収益（貸付による収入から管理費その他貸付に要する経費を差し引いた額）に補助率を乗じた額を県へ返還することとする。
- なお、貸付を行うことで本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさないことを条件とする。
- b 無償
- 集落営農組織が事業実施時に策定した利用計画の遊休期間内において、無償で一時貸付けを行う場合は、貸付を行うことで本来の補助目的の遂行に支障を及ぼさないことを条件とする。
- (ウ) 1年以上の長期貸付
- 残存簿価に補助率を乗じた額を県へ返還すること。
- (8) 事業実施主体は、次のいずれにも該当する者であってはならない。
- ア 「群馬県暴力団排除条例（平成23年4月1日施行）」及び「群馬県の事務事業からの暴力団排除に関する合意書及び要綱（平成23年3月28日施行）」の運用に基づき、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者。

- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (イ) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (ウ) 暴力団員によりその事業活動を実質的に支配されている者
- (エ) 暴力団員によりその事業活動に実質的に関与を受けている者
- (オ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- (カ) 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与している者
- (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを不当に利用している者
- (ク) 暴力団員と密接な交友関係を有する者
- イ 「出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）」及び「群馬県の補助金における不法就労対策方針」に基づき、自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者。
 - (ア) 出入国管理及び難民認定法による不法就労者
 - (イ) 出入国管理及び難民認定法による不法就労を助長する者
- (9) 環境負荷低減について、次の取組を行うこと。
 - ア 事業実施主体は、「環境負荷低減チェックシート」（様式第5号）の各取組について、可能な限り記載し、実施計画書に添付すること。
 - イ 事業実施主体は、事業が完了した場合に、事業実施期間中に各取組を実施したか否かを記載し、市町村長等に提出すること。
 - ウ 市町村長等は、提出された「環境負荷低減のチェックシート」を翌年度に提出する成果目標の達成状況報告に添付すること。
 - エ アからウについての内容は、次下記の対応に代えることができる。
 - (ア) GAP 第三者認証の認証取得者は、認証書の写しの添付に代えることができるものとする。その場合は、「みどりの食料システム戦略の理解・関係法令の遵守」の周知を図るため、市町村等は「チェックシート解説書（農林水産省作成）」を事業実施主体へ配布するものとする。
 - (イ) 国庫補助事業及び「環境負荷低減のチェックシート」の提出を要件とする県単独事業においてすでに「環境負荷低減のチェックシート」を作成している場合は、その写しの添付に代えることができるものとする。
- (10) 次のいずれかに該当する場合は、原則として承認しないものとする。
 - ア 関係する法令、規則、要綱等に遵守されていないものがあること。
 - イ 自力若しくは他の助成によって実施中の事業又は既に完了した事業であること。
 - ウ 事業実施地域内の関係者の合意形成に基づく認められないこと。
 - エ 申請後における情勢の変化等により、事業の着手までにさらに相当の期間を要すると認められる事由が発生していること。
 - オ 事業を通じて導入する営農上及び施設整備上の新技術について、現地での効果の発現等が十分に確認されていないこと。
 - カ 新規に導入する作物等について、種苗、技術、販路等必要となるもののうち確保する見通

しが立っていないものがあること。

キ 関連事業の進捗状況等に比較して著しく先行していると認められること。

ク 過去において当該地域で実施した補助事業（推進・整備事業）が、計画に対して相当の効果発現が見られない又は成果目標の達成状況が良好と認められないこと。

2 個別基準

(1) 次の方法により費用対効果を算出すること。

ただし、防風ネットを整備する場合及びソフト事業については、この限りではない。また、費用対効果が1未満の場合は、事業実施により経済的損失が生じるため、事業を実施しないこととする。

なお、単位面積あたり収量及び平均単価は、原則として農業災害における被害額算定のための数値を使用し、労働単価は、農業委員会が定める標準臨時雇用（一般農作業）の単価を使用すること。

ア 費用対効果計算式（野菜メニュー）

成果目標	計算式
作物面積増加	$\frac{\text{【増加面積】} \times \text{【単位面積あたりの収量】} \times \text{【平均単価】} \times \text{【耐用年数】}}{\text{【事業費】}}$
雇用創出	$\frac{\text{【創出する雇用の時間】} \times \text{【労働単価】} \times \text{【耐用年数】}}{\text{【事業費】}}$
販売額増加	$\frac{\text{【販売額増加額】} \times \text{【耐用年数】}}{\text{【事業費】}}$
労働生産性向上 又は労働時間削減	$\frac{\text{【削減される労働時間】} \times \text{【労働単価】} \times \text{【耐用年数】}}{\text{【事業費】}}$
単位面積あたりの 収量増加	$\frac{\text{【取組面積】} \times \text{【現在の単位面積あたりの収量】} \times \text{【増加率】} \times \text{【平均単価】}}{\text{【耐用年数】} \times \text{【事業費】}}$
いちごの生産量 (11～12月)	$\frac{\text{【増加面積 (a)】} \times \text{【30,000円】} \times \text{【耐用年数】}}{\text{【事業費】}}$
上記以外の場合	農業事務所長（事業実施主体が1つの農業事務所の区域を越える団体（以下「県域団体」という。）の場合は、知事。以下「所長等」という。）が適当と認める数値

イ 費用対効果計算式（花きメニュー）

成果目標	計算式
高温対策、品質向上、生産性向上等による販売額増加	$\frac{(\text{【高温による処分数量の削減分】} \times \text{【平均単価】} + \text{【品質向上数】} \times \text{【品質向上分の差額単価】}) \times \text{【耐用年数】}}{\text{【事業費】}}$ 又は $\frac{\text{【販売増加額】} \times \text{【耐用年数】}}{\text{【事業費】}}$
施設等整備による販売額増加	$\frac{\text{【増加面積】} \times \text{【単位面積あたりの収量】} \times \text{【平均単価】} \times \text{【耐用年数】}}{\text{【事業費】}}$
単位面積あたりの収量増加による販	$\frac{\text{【取組面積】} \times \text{【現在の単位面積あたりの収量】} \times \text{【増加率】} \times \text{【平均単価】}}{\text{【耐用年数】} \times \text{【事業費】}}$

売額増加	
機械等整備による 生産コスト削減	【削減労働時間】 × 【労働時間単価】 × 【耐用年数】 ÷ 【事業費】
上記以外の場合	所長等が適当と認める数値

(2) 事業実施主体が農業協同組合又は全国農業協同組合連合会群馬県本部である場合は、本事業により整備した施設・機械等について、事業実施主体と当該施設・機械等を利用する農業者（以下「利用者」という。）との間のリース契約を締結する事業を次の要件を満たすことにより実施できるものとする。

ア リース契約の対象は、事業実施主体が当該施設・機械等の導入計画や作物の生産・販売計画を作成し、その計画に基づいたものであり、適切な規模であると所長等が認めたものであること。

イ 受益戸数は、3戸以上であること。

ウ リース料は、「事業実施主体負担（事業費－補助金）÷当該施設の耐用年数＋年間管理費」以下であること。

エ 事業実施主体が、用地選定、用地交渉、敷地造成、登記、設計、建築及び施設のメンテナンスについて責任をもって実施するものであること。

オ 利用者が、当該施設・機械等について責任をもって実施し、災害等により当該施設・機械等に異常が起きた場合は、速やかに事業実施主体に報告するものであること。

カ 事業実施主体と利用者との間において、リースの目的、期間、利用料、利用料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記されたリース契約を締結するものであること。

キ 事業実施主体が、リース契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意すること。

第5 事業の実施手続

1 実施計画書の作成等

(1) 事業実施主体は、「野菜花き生産力強化ポイント算出表」（様式第1号）及び「野菜花き生産力強化実施計画書」（様式第2号）（以下「実施計画書」という。）を作成し、市町村長等に提出するものとする。実施計画書の作成にあたっては、市町村・県等の関係機関の意見を聞き、事業内容、事業要件、成果目標等が適正であることを判断するための聞き取りや書類の提出等の要請に従うものとする。また、関連する各種法令及び計画等との整合性に配慮するものとする。

(2) 事業実施主体が、複数の市町村にまたがって営農している場合には、主たる受益地のある市町村への申請を原則とするが、関係市町村間で調整のうえ作成するものとする。

(3) 次に該当すると認められる場合に限り、事業実施主体が直接所長等に実施計画書を提出することができる。この場合、事業実施主体は、関係市町村から助言を求めるなど調整に努めること。

ア 県域団体が事業を実施する場合。

イ 事業実施主体が、複数の市町村を活動範囲とする団体で、関係する市町村との間で調整ができない場合。

ウ 市町村の予算措置後では、事業実施主体の栽培する野菜及び花きの作型の都合等により、年度内の事業実施が困難と判断される場合。

2 実施計画の承認申請

市町村長等は、「野菜花き生産力強化実施計画の承認について（申請）」（様式第6号）に実施計画書、「暴力団員による不当な行為の防止に係る誓約書」（様式第7号）及び「不法就労対策に係る誓約書」（様式第8号）を添付し、所長等に提出して承認を受けるものとする。

3 実施計画の承認

所長等は、2により提出された実施計画が本実施要領に定める基準を満たし、目標の達成が確実であると見込まれる場合に、その承認を行うものとする。

4 事業の着手

事業の着手は、群馬県補助金等に関する規則（昭和31年12月27日規則第68号。以下「規則」という。）第5条第1項の交付決定（以下「交付決定」という。）に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合には、あらかじめ事業実施主体は「野菜花き生産力強化交付決定前着工届」（様式第9号）を市町村長に提出することにより、交付決定前に着手できるものとする。

なお、交付決定前着工届の提出を受けた市町村長等は、適正な指導を行った上で所長に提出するとともに、実施計画書に着工年月日、交付決定前着工届の日付及び文書番号を記載するものとする。

5 事業計画の重要な変更

市町村長等は、所長等の承認を受けた実施計画の重要な変更をする場合は、2及び3に準じて行うものとする。

なお、重要な変更とは、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) メニューの追加・取り止め
- (2) 別記2又は別記4により算出されるポイントの減少を伴う変更
- (3) 事業実施主体の変更
- (4) 実施地区の区域の変更
- (5) 受益経営体の変更
- (6) 機械・施設等の設置場所の変更（ハード事業の場合に限る。）
- (7) 受益経営体ごとの事業量又は事業費の30%を超える変更（事業量については、ハード事業の場合に限る。）
- (8) 施設・機械等の規格・レイアウトの変更
- (9) その他野菜花き課において重要な変更であると判断される事項についての変更

第6 予算の配分

- 1 所長等は、実施計画について、野菜花き課長（以下「課長」という。）と予め協議を行うこととする。
- 2 課長は、別記2（野菜メニュー）または別記4（花きメニュー）に基づき、1により提出のあった実施計画が適正であることを確認し、予算の範囲内で別記2の第2または別記4の第2に基づき予算を配分するものとする。

第7 事業の指導推進体制

所長等は、指導推進体制を整備し、実施計画の作成及び事業の適正かつ効果的な実施について指導するものとする。

第8 成果目標

- 1 成果目標
別記1又は別記3の各「成果目標」欄に定めるところによるものとする。
- 2 達成年度
この事業の目標年度は、事業完了年度の翌々年度とする。

第9 利用状況報告等

- 1 利用状況報告
 - (1) 市町村長等は、この事業により整備した施設・機械等について、事業実施年度から目標年度までの各年度、利用状況報告書を作成し、当該年度の翌年度の4月末までに「野菜花き生産力強化により整備した施設・機械等の利用状況について（報告）」（様式第11号）により所長等に提出するものとする。
 - (2) 目標年度に成果目標を達成できなかった場合、目標達成年度まで利用状況報告書の提出を継続するとともに、「施設・機械等施設利用状況報告書」（様式第11号別添1の8）により事後評価を実施するものとする。所長等は、提出された利用実績報告書の農業事務所意見欄に意見を記入し、目標達成に向けて指導するものとする。
なお、処分制限の対象とならないソフト事業については不要とする。
- 2 いちごの収量報告
市町村長等は、別記1の第1の4に定める「いちご生産力強化」にて施設・機械等を整備した場合には、事業実施年度より5年間の各年度、「野菜花き生産力強化いちご収量報告書」（様式第15号）を作成し、各年度9月末までに所長等に提出するものとする。

第10 補助

- 1 所長等は、この実施要領に基づいて実施する事業に対し、第5の2により配分された予算の範囲内において補助するものとする。
- 2 補助率は、別記1又は別記3に定めるとおりとする。
- 3 補助額は、別記1又は別記3に定める上限を超えることができないものとする。
- 4 県からの補助金総額に千円未満の金額が生じた場合には、当該千円未満の金額を切り捨てるものとする。

第11 管理運営

1 事業実施主体の義務

(1) 事業実施主体は、規則及び実施要領に従わなければならない。規則第8条の規定による補助事業者等の義務のほか、事業実施主体は、当該事業において取得し、又は効用の増加した財産について、当該財産について知事が定める期間を経過した場合を除き、事前に所長等の承認を受けずに交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸付け、又は担保に供してはならない。

(2) 事業実施主体は、補助事業等に係る帳簿及び証拠書類又は証拠物を補助事業が完了した年度の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産で当該財産の耐用年数に基づく処分制限期間を経過しない場合においては、「財産管理台帳」(様式第12号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

2 事業名等の表示

本事業により整備した処分制限の対象となる施設等には、原則として本事業名等を表示するものとする。

3 災害の報告

市町村長等は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等が、2に定める期間内に災害を受けたときは、「野菜花き生産力強化により取得した財産の災害報告について」(様式第13号)により、速やかに所長等に報告しなければならない。

4 移管の報告

市町村長等は、本事業により整備した処分制限の対象となる施設等について、事前に所長等の承認を得て移管を行ったときは、遅滞なく、「野菜花き生産力強化により取得した財産の移管について(報告)」(様式第14号)により所長等に届け出るものとする。

第12 その他

1 次の様式は、別紙のとおりとする。

- (1) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化ポイント算出表（様式第1号）
- (2) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化実施計画書（様式第2号）
- (3) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化実施計画総括表（様式第3号）
- (4) 経営計画書（様式第4号）
- (5) 環境負荷低減チェックシート（様式第5号）
- (6) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化実施計画の承認について（申請）（様式第6号）
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止に係る誓約書（様式第7号）
- (8) 不法就労対策に係る誓約書（様式第8号）
- (9) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化交付決定前着工届（様式第9号）
- (10) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化実施計画の変更承認について（申請）（様式第10号）
- (11) 野菜花き生産力強化により整備した施設・機械等の利用状況について（報告）（様式第11号）
- (12) 財産管理台帳（様式第12号）
- (13) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化により取得した財産の災害報告について（様式第13号）
- (14) 令和〇〇年度野菜花き生産力強化により取得した財産の移管について（報告）（様式第14号）
- (15) 野菜花き生産力強化いちご収量報告書（様式第15号）

2 この実施要領に定めるもののほか、この事業の実施に関して必要な事項は知事が別に定める。

附 則

- 1 この実施要領は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 この実施要領の施行に伴い、『「野菜王国・ぐんま」総合対策実施要領』（平成20年3月31日施行）は廃止する。
- 3 2による廃止前の『「野菜王国・ぐんま」総合対策実施要領』に基づき実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和8年3月27日一部改正）

- 1 この実施要領は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 改正前の実施要領に基づき実施した事業については、なお従前の例により取り扱うものとする。

附 則（令和8年4月1日一部改正）

- 1 この実施要領は、令和8年4月1日から適用する。

別記1 野菜メニュー事業内容

第1 メニュー別基準

1 大規模経営体育成（ハード事業）

目的	野菜（いちごを除く）を生産する認定農業者が、企業的な大規模経営へ発展するために必要な施設又は機械の整備に取り組む場合に、経費の一部を補助する。
事業実施主体	認定農業者
要件	次の要件を全て満たすこと。 1 企業的経営を目的に規模拡大を行うこと。 2 事業実施前の作付面積が、概ね次の数値以上であること。 (1) 施設野菜 25 a (2) 露地野菜（果菜類） 25 a (3) 露地野菜（果菜類を除く） 300 a 3 別記1の第2の1に示す施設を整備する場合は、作付面積を概ね次の数値以上増加させること。 (1) 鉄骨ハウス及び鉄骨パイプハウス 25 a (2) その他 30 a
成果目標	次のうちいずれか1つを選択する。 ただし、別記1の第3によりこれらと異なる成果目標を設定することができる。 1 作付面積を概ね次の数値以上増加させること。 (1) 別記1第2の1に示す施設を整備する場合は、要件の3に示す値。 (2) 別記1第2の2に示す機械を整備する場合は、事業実施前の作付面積の20%。 2 年間300時間以上の雇用を創出すること。
対象品目	野菜品目全般（いちごを除く）
補助対象	別記1の第2のとおり
補助率	10分の3以内
補助額の上限	事業実施主体ごとに次の額を上限とする。 なお、補助額には消費税及び地方消費税は含めないものとする。 （施設整備）1,000万円 （機械整備）500万円
その他	1 事業実施主体は、対象品目ごとに現状値に基づいた目標値の設定を行い、事業計画等の目標達成に努めることとする。 2 環境制御関係機械を整備した場合、県は、事業実施主体に対して栽培に関するデータの提供を求めることができるものとする。

2 小規模経営体生産力強化（ハード事業）

目的	小規模経営の認定農業者や複数人で戦略的に生産を行う団体が、施設又は機械の整備に取り組む場合に、経費の一部を補助する。
----	--

事業実施主体	認定農業者、農業者の組織する団体等
要件	<p>1 事業実施主体が認定農業者である場合 別記1の第2の1に示す施設又は機械を整備する場合 作付面積を3a以上増加させること。</p> <p>2 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 次の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 受益者が3戸以上であること。 ただし、共同利用施設・機械を整備する場合は、受益者が5戸以上であること。</p> <p>(2) 別記1の第2の1に示す施設を整備する場合は、作付面積を概ね次の数値以上増加させること。</p> <p>ア 鉄骨ハウス又は鉄骨パイプハウス 25a イ その他 30a</p> <p>(3) 全ての生産者が、作付面積を3a以上増加させること。 ただし、共同利用施設・機械を整備する場合を除く。</p>
成果目標	<p>1 事業実施主体が認定農業者である場合 作付面積を3a以上増加させること。</p> <p>2 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 次のうちいずれか1つを選択する。 ただし、別記1の第3によりこれらと異なる成果目標を設定することができる。</p> <p>(1) 作付面積を概ね次の数値以上増加させること。</p> <p>ア 別記1の第2の1に示す施設を整備する場合は、要件の2に示す値。 イ 別記1の第2の2に示す機械を整備する場合は、30a。</p> <p>(2) 販売額を概ね1,000万円以上増加させること。</p>
対象品目	野菜品目全般（いちごを除く）
補助対象	別記1の第2のとおり
補助率	10分の3以内
補助額の上限	<p>1 事業実施主体が認定農業者である場合 事業実施主体ごとに次の額を上限とする。 なお、補助額には消費税及び地方消費税は含めないものとする。 (施設整備) 200万円 (機械整備) 200万円</p> <p>2 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 事業に取り組む経営体ごとに次の額を上限とする。 ただし、共同利用施設・機械を整備する場合は、事業計画ごとに以下の額を上限とする。 なお、補助額には消費税及び地方消費税は含めないものとする。 (施設整備) 800万円</p>

	(機械整備) 500 万円
その他	<p>1 事業実施主体は、対象品目ごとに現状値に基づいた目標値の設定を行い、事業計画等の目標達成に努めることとする。</p> <p>2 環境制御関係機械を整備した場合、県は、事業実施主体に対して栽培に関するデータの提供を求めることができるものとする。</p>

3 販売額・労働生産性向上

(1) ハード事業

目的	儲かる着眼点を持って野菜生産に取り組む認定農業者が、販売額又は労働生産性の向上に結び付けるために必要な先端技術等を導入する場合に、経費の一部を補助する。
事業実施主体	認定農業者
要件	<p>次の要件を全て満たすこと。</p> <p>1 所得向上を念頭に、販売額・労働生産性向上に資する取組を行うこと。また、このことを実現できる根拠を示すこと。</p> <p>2 事業実施前の作付面積が、概ね 10 a 以上であること。</p> <p>3 新規性の高い品目や先端技術の早期普及のために、群馬県より研修会開催等への連携依頼があった場合には、協力すること。</p>
成果目標	<p>次のうちいずれか 1 つを選択する。</p> <p>1 対象品目における販売額を 10%以上増加させること。</p> <p>2 対象品目における労働生産性（計算式：生産量÷労働時間）を 10%以上向上させること。</p>
対象品目	野菜品目全般（いちごを除く）
補助対象	<p>1 別記 1 の第 2 の 1 に示す施設又は先端技術を備えた次世代農業用機械を導入した鉄骨ハウス及び鉄骨パイプハウス</p> <p>2 別記 1 の第 2 の 2 に示す機械又は先端技術を備えた次世代農業用機械</p>
補助率	10 分の 3 以内
補助額の上限	<p>事業実施主体ごとに次の額を上限とする。</p> <p>なお、補助額には消費税及び地方消費税は含めないものとする。</p> <p>(施設整備) 1,000 万円</p> <p>(機械整備) 500 万円</p>
その他	<p>1 事業実施主体は、対象品目ごとに現状値に基づいた目標値の設定を行い、事業計画等の目標達成に努めることとする。</p> <p>2 環境制御関係機械を整備した場合、県は、事業実施主体に対して栽培に関するデータの提供を求めることができるものとする。</p> <p>3 先端技術を備えた次世代農業用機械及びこれを導入した施設等を補助対象とする場合は、予め野菜花き課において実施計画等を審査し、補助対象の可否を決定する。</p>

(2) ソフト事業（販売力向上）

目的	野菜の販路拡大等に取り組む場合に、経費の一部を補助する。
事業実施主体	農業者の組織する団体等
要件	野菜の販路拡大、イメージアップ、品質向上等に積極的に取り組む産地であること。
成果目標	野菜の販路拡大、イメージアップ、品質向上等
対象品目	野菜品目全般
補助対象	1 販路拡大のための販売促進活動及び消費拡大活動に係る経費 2 群馬県産野菜のイメージアップ活動に係る経費 3 品質向上対策に係る経費
補助率	2分の1以内
補助額の上限	事業実施主体ごとに次の額を上限とする。 なお、補助額には消費税及び地方消費税は含まないものとする。 (県域団体) 100万円 (県域団体以外の団体) 20万円

(3) ソフト事業（GAP 取得促進）

目的	野菜の販路拡大や環境負荷低減農業の推進を図るため、GAP 第三者認証の取得に必要な資材を導入する場合に、経費を補助する。
事業実施主体	認定農業者で当該年度内に GAP 第三者認証を取得する見込みである者及び当該年度の前年度に GAP 第三者認証を取得した者
要件	次の要件を全て満たすこと。 1 GAP 第三者認証の取得に向けた取組を行う見込みの者又は既に取り組んでいる者であること。 2 GAP 第三者認証の取得に向けた取組に対し、県・関係団体が連携して実施する指導や助言を受けることが可能であること。
成果目標	次の要件を全て満たすこと。 1 当該年度内に認証取得が確実であること、又は当該年度内に新規・維持審査を実施し、認証取得又は認証維持が確実であること。 なお、維持審査については、事業実施主体のうち、当該年度の前年度に GAP 第三者認証を取得した者のみが成果目標とできることとする。 2 認証取得により、GAP 認証農場生産物としての販路拡大が見込めること。
対象品目	野菜品目全般
補助対象	GAP 第三者認証の取得に必要な資材に係る経費とする。 なお、補助対象となる資材は、農薬保管庫、LED 蛍光灯、蛍光灯飛散防止カバー及び防油堤等とし、これらの設置等に必要施工や運搬に係る経費、及び維持管理等に係る経費は補助対象外とする。
補助率	定額
補助額の上限	事業実施主体ごとに 20 万円を上限とする。

	なお、補助額には消費税及び地方消費税は含めないものとする。
その他	対象となる GAP 第三者認証は、JGAP、ASIAGAP 及び GLOBAL G. A. P. とする。

4 いちご生産力強化

目的	いちごを生産する認定農業者等が、県育成品種を核とし、その生産基盤を強化するために必要な施設又は機械の整備に取り組む場合に、経費の一部を補助する。
事業実施主体	認定農業者、認定新規就農者、農業者の組織する団体等、白沢いちごウイルスフリー苗生産組合
要件	次の要件を全て満たすこと。 1 事業実施後、群馬県が指定するいちご品種（群馬県育成品種）を、栽培面積全体の概ね3分の2以上作付けすること。 2 事業実施主体が認定農業者及び認定新規就農者の場合 作付面積を概ね10a以上増加させること。 ただし、別記1の第3によりこれと異なる成果目標を設定することができる。 3 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 受益者が3戸以上であり、全ての生産者が、作付面積を3a以上増加させること。 ただし、別記1の第3によりこれと異なる成果目標を設定することができる。 4 事業実施主体が白沢いちごウイルスフリー苗生産組合である場合 いちごウイルスフリー苗生産に係る施設及び機械の整備であること。 5 事業実施主体は、県に対し、事業実施年度より5年間、各品種の収量を報告すること。
成果目標	次のうちいずれか1つを選択する。 ただし、別記1の第3によりこれらと異なる成果目標を設定することができる。 1 作付面積を概ね10a以上増加させること。 2 事業実施主体が白沢いちごウイルスフリー苗生産組合である場合は、いちごウイルスフリー苗を群馬県内のいちご生産者に安定供給すること。
対象品目	いちご
補助対象	別記1の第2のとおり
補助率	10分の3以内
補助額の上限	事業に取り組む経営体ごとに次以下の額を上限とする。 なお、補助額には消費税及び地方消費税は含めないものとするを含まない。 （施設整備）1,000万円 （機械整備）500万円
その他	1 事業実施主体は、対象品目ごとに現状値に基づいた目標値の設定を行い、事業計画等の目標達成に努めることとする。 2 県は、事業実施主体に対し、栽培に関するデータの提供を求めることができるものとする。

第2 補助対象施設及び機械

本事業において補助対象となる施設及び機械等は、次のとおりとする。

1 施設等整備

番号	施設の種類	共済等加入	備考
1	鉄骨ハウス	必須	
2	鉄骨パイプハウス（エコノミーハウス）	必須	
3	パイプハウス	必須	パイプの直径は地域慣行のもの以上とする。フィルムは長期多年張のものも整備できる。
4	にがうりネットハウス		
5	露地なすV字支柱		防草シートも同時に整備できる。
6	いちご高設栽培システム（高設育苗施設及び高設採苗システムを含む）	必須	
7	地域開発型いちご簡易高設栽培・育苗システム		
8	防風ネット		耐用年数が5年以上で固定式のものとする。ハウスの保護を目的とする場合は、ハウスを継続して5年以上使用することとし、ハウスの継続使用に係る修繕等の経費は補助対象外とする。ただし、露地なすのみ簡易式防風ネットも整備できる。
9	遮光・遮熱資材		
10	屋根散水によるハウス冷却装置（県開発、いちご育苗用）		
11	防鳥ネット		

※共済等加入欄に「必須」と記載されている施設は、園芸施設共済等の共済又は保険への加入を必須とする。

2 機械等整備

番号	作業工程	機械の種類	備考
1	ほ場準備	いちご畝立て成型機 新型三兼ライムソワー	
2	は種	野菜用は種機（アタッチメントを含む）	

		培土・自動は種機 セル成型苗生産用自動は種機	
3	育苗	自動かん水システム(県開発、トマト・キャベツ育苗用)	
4	移植	全自動移植機(半自動移植機を含む) 簡易移植機 移植同時粒剤植穴施用装置(県開発)	付帯物としてのセルトレイは補助対象外とする。
5	防除	クローラ防除機(なす防除用)	噴霧ノズルも補助対象とする。
6	環境制御	二酸化炭素施用装置 細霧システム 環境測定装置(パソコンを除く) 複合環境制御装置	細霧システム等の環境制御装置を整備する場合は、二酸化炭素施用装置及び環境測定装置の設置を必要とする。ただし、既存の機械がある場合は、新たに設置する必要はない。 二酸化炭素施用装置の導入にはデータの「見える化」が必要であるが、センサー付き二酸化炭素施用装置であれば単独で整備できる。 複合環境制御装置(制御盤)は、クラウド機能が付いた装置も補助対象とするが、通信費及び契約料等は補助対象外とする。
7	栽培管理	ねぎ専用培土機 管理ビークル(緊プロ機) トマト養液土耕システム 日射比例自動かん水装置	
8	収穫	野菜収穫機	
9	選別 調製 洗浄	野菜選別機(ねぎ選別機、えだまめ選別機、きゅうり小型選別機(県開発)等) 野菜調製機(ねぎ皮むき機、ねぎ根葉切り機、にら結束機、えだまめ脱莢機、軟弱野菜調整機等) 野菜洗浄機(えだまめ洗浄機、だいこん洗浄機等)	
10	包装	野菜包装機	パッケージセンターも整備できる。ただし、建物は補助対象外とする。

11	その他	野菜振興計画の目標達成に必要なものとして知事が認める機械	
----	-----	------------------------------	--

※管理機は原則として補助対象としないが、いちごの畝立て、ねぎの培土及びほうれんそうの播種・収穫作業を目的として一体的に整備する場合は補助対象とする。

第3 特別な成果目標の基準

別表左欄に示す施設又は機械を整備する場合は、右欄に示す成果目標を設定することができる。

別表 特別な成果目標

施設又は機械の種類整備内容	成果目標の内容
屋根散水によるハウス冷却装置（県開発）	いちごを11～12月に安定して190kg/10a以上生産すること。
共同包装施設で使用する野菜自動包装機一式	該当作業の単位面積あたりの労働時間を概ね20%以上削減すること。
きゅうり選別機（県開発）	該当作業の単位面積あたりの労働時間を概ね20%以上削減すること。
自動かん水装置（県開発）	該当作業の単位面積あたりの労働時間を概ね20%以上削減すること。
新型三兼ライムソー	該当作業の単位面積あたりの労働時間を概ね20%以上削減すること。
トマト養液土耕システム	該当作業の単位面積あたりの労働時間を概ね20%以上削減すること。
日射比例自動かん水装置	該当作業の単位面積あたりの労働時間を概ね20%以上削減すること。
軟弱野菜調製機（県開発）	該当作業の単位面積あたりの労働時間を概ね20%以上削減すること。
防風ネット	防風ネットを設置すること。
遮光・遮熱資材	対象品目の単位面積あたりの年間収量を10%以上増加させること。
防鳥ネット	対象品目の単位面積あたりの年間収量を10%以上増加させること。
いちご高設栽培システム（高設育苗施設及び高設採苗システムを含む）	対象品目の単位面積あたりの年間収量を10%以上増加させること。
地域開発型いちご簡易高設栽培・育苗システム	又は、該当作業の単位面積あたりの労働時間を概ね20%以上削減すること。
いちご畝立て成型機	該当作業の単位面積あたりの労働時間を概ね20%以上削減すること。

別記2 野菜メニュー予算配分方法

本事業の予算の配分方法は、次のとおりとする。

第1 ポイントの算出

原則として、事業に取り組む経営体について別記2別表に基づきポイントを算出し、事業計画のポイントとする。ただし、農業者の組織する団体等が事業実施主体となる場合は、事業に取り組む経営体ごとにポイントを算出し、それを平均した数値を事業計画のポイントとする。

なお、別記2の別表2に記載するポイントを加算することができる。

第2 予算の配分

- 1 申請があった事業計画のうち、ソフト事業に最初に予算を配分する。ただし、ソフト事業は1事業実施主体につき年間1事業までとする。
- 2 ソフト事業以外の事業計画については、第1により算出したポイントの順に並べ、配分する予算の範囲内でポイントが上位の事業計画から順に申請する額を配分する。
- 3 2により配分した結果、最後の配分可能額が事業計画の申請額を下回る場合は、当該配分可能額を配分する。ただし、予算の一部を留保して配分する場合は、当該事業計画には予算を配分しない。
- 4 原則として、各年度において最初に予算を配分する場合は、配分可能な予算の一部を留保するものとする。

別表1 経営体ポイントの算出基準

項目	内容	ポイント数
加工・業務用野菜	対象品目が加工・業務用野菜である場合	3
認定農業者	認定農業者	4
認定新規就農者	認定新規就農者	6
	農業者の組織する団体等の中に認定新規就農者が1名以上いる場合	2 (全員に付与)
法人化	法人として登記されている場合	4
年齢	29歳以下	4
	30歳以上39歳以下	3
	40歳以上49歳以下	2
	50歳以上59歳以下	1
後継者	次のいずれかを満たす場合	2
	1 45歳未満の後継者が同一経営内に就農している場合	

	2 56歳未満の後継者が研修中で、事業実施年度の翌年度までに同一経営内に就農する予定の場合	
費用対効果	費用対効果を20で除した値をポイントとする。ただし、2ポイントを上限とする。	費用対効果を20で除した値(最大値は2)
県開発	県が開発した施設及び機械を整備する場合	2
チャレンジ	本事業(ソフト事業を除く)の利用状況に応じ、次のとおりポイントを加算する。 ただし、当年度及び前年度に同一市町村において本事業の申請の取下がった場合には、ポイントは加算しない。	
	過去4年間以上利用なし	4
	4年度前に利用	3
	3年度前に利用	2
	2年度前に利用	1
	前年度に利用	0
GAP	GAP第三者認証を取得している場合	3
環境負荷低減農業	「ぐんまエコファーマー」(旧制度を含む)に認定されている場合	2
	県特別栽培農産物認証を取得している場合	3
	有機JAS認証を取得している場合	4
農地中間管理事業	農地中間管理事業を利用して農地を借り受けている場合	2
統一ロゴマーク	「県農業統一ロゴマーク」(県産農畜産物統一ロゴマークを含む)を利用している場合	1
輸出	事業実施前の直近1年以内で輸出の実績がある場合 又は、「ぐんまグローバルファーマー育成塾」の卒業生である場合	2
農福連携	事業実施前の直近1年以内で農福連携の実績がある場合	2
選択メニュー	大規模経営体育成メニュー又は販売額・労働生産性向上メニュー(ハード事業のみ)を選択する場合	2

別表2 加算ポイントの算出基準

項目	内容	ポイント数
共同取組	次の施設又は機械を整備する場合 1 共同包装施設で使用する野菜自動包装机一式 2 農業協同組合等の農業者の組織する団体(法人に限る)が、多数の受益農家に貸し出すことを目的に導入し、保管・保守等の管理を行う機械	4

別記3 花きメニュー事業内容

第1 メニュー別基準

1 高温対策（ハード事業）

目的	花きを生産する認定農業者等が、高温対策のために必要な施設又は機械の整備に取り組む場合に、経費の一部を補助する。
事業実施主体	認定農業者、農業者の組織する団体等
要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体が認定農業者である場合 事業実施前の花き作付面積が概ね5 a以上であること。 2 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 次の要件を全て満たすこと。 (1) 受益者が3戸以上であること。 (2) 事業実施前の花き作付面積が概ね15 a以上であること。
成果目標	<p>次のうちいずれか1つを選択する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高温により出荷できなかつた処分品を10%以上減少させること。 2 高温対策により上位等級品を5%以上増加させること。 3 高温対策により販売額の5%以上増加させること。
対象品目	花き品目全般
補助対象	別記3の第2のとおり
補助率	10分の3以内
補助額の上限	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体が認定農業者である場合 事業実施主体ごとに200万円を上限とする。 なお、補助額には消費税及び地方消費税は含めないものとする。 2 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 事業実施主体ごとに200万円を上限とする。 ただし、共同利用施設・機械を整備する場合は、事業計画ごとに200万円を上限とする。 なお、いずれの場合にあっても、補助額には消費税及び地方消費税は含めないものとする。
その他	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体は、対象品目ごとに現状値に基づいた目標値の設定を行い、事業計画等の目標達成に努めることとする。 2 環境制御関係機械を整備した場合、県は、事業実施主体に対して栽培に関するデータの提供を求めることができるものとする。

2 生産力向上（ハード事業）

目的	花きを生産する認定農業者等が、品質向上や生産量増加のための施設設備又は機械の整備に取り組む場合に、経費の一部を補助する。
事業実施主体	認定農業者、農業者の組織する団体等
要件	<ol style="list-style-type: none"> 1 事業実施主体が認定農業者である場合

	<p>事業実施前の花き作付面積が概ね5 a 以上であること。</p> <p>2 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 次の要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 受益者が3戸以上であること。</p> <p>(2) 事業実施前の花き作付面積が概ね15 a 以上であること。</p>
成果目標	<p>1 事業実施主体が認定農業者である場合 次のうちいずれか1つを選択すること。</p> <p>(1) 花き作付面積を3 a 以上増加させること。</p> <p>(2) 販売額を5 %以上増加させること。</p> <p>(3) 省力化により生産コストを3 %以上減少させること。</p> <p>2 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 次のうちいずれか1つを選択すること。</p> <p>(1) 花き作付面積を10 a 以上増加させること。</p> <p>(2) 販売額を5 %以上増加させること。</p> <p>(3) 省力化により生産コストを3 %以上減少させること。</p>
対象品目	花き品目全般
補助対象	別記3の第2のとおり
補助率	10分の3以内
補助額の上限	<p>1 事業実施主体が認定農業者である場合 事業実施主体ごとに200万円を上限とする。 なお、補助額には消費税及び地方消費税は含めないものとする。</p> <p>2 事業実施主体が農業者の組織する団体等である場合 事業実施主体ごとに200万円を上限とする。 ただし、共同利用施設・機械を整備する場合は、事業計画ごとに200万円を上限とする。 なお、いずれの場合にあっても、補助額には消費税及び地方消費税は含めないものとする。</p>
その他	<p>1 事業実施主体は、対象品目ごとに現状値に基づいた目標値の設定を行い、事業計画等の目標達成に努めることとする。</p> <p>2 環境制御関係機械を整備した場合、県は、事業実施主体に対して栽培に関するデータの提供を求めることができるものとする。</p>

3 販売力向上（ソフト事業）

目的	個人又は団体等が花きの販路拡大等に取り組む場合に、経費の一部を補助する。
事業実施主体	認定農業者、農業者の組織する団体等
要件	花きの販路拡大、ブランド化、情報発信等に積極的に取り組む生産者や組織であること。
成果目標	花きの販路拡大等

対象品目	花き品目全般
補助対象	1 販路拡大のための販売促進活動及び消費拡大活動に係る経費 2 品種育成、ブランド化等に係る経費 3 花きの輸出に係る経費
補助率	2分の1以内
補助額の上限	事業実施主体ごとに30万円を上限とする。 なお、補助額には消費税及び地方消費税は含めないものとするな

第2 補助対象施設及び機械

本事業において補助対象となる施設及び機械等は、次のとおりとする。

1 施設整備

番号	施設の種類	共済等加入	備考
1	鉄骨ハウス	必須	
2	鉄骨パイプハウス（エコノミーハウス）	必須	
3	パイプハウス	必須	パイプの直径は地域慣行のもの以上とする。フィルムは長期多年張のものも整備できる。
4	簡易雨よけハウス		
5	電照栽培システム、シェード		
6	栽培ベンチ		
7	遮光・遮熱資材		

※共済等加入欄に「必須」と記載されている施設は、園芸施設共済等の共済又は保険への加入を必須とする。

2 機械整備

番号	作業工程	機械等設備の種類	備考
1	用土準備	用土蒸気消毒機	
2	播種	花壇苗は種機（アタッチメントを含む）	
3	育苗	自動かん水システム 日射比例自動かん水装置 バラ養液栽培システム	
4	移植	自動移植機（半自動移植機を含む）	付帯物としてのセルトレイは補助対象外とする。
5	土詰め	ポットイングマシン	
6	栽培環境	二酸化炭素施用装置 細霧システム	二酸化炭素施用装置の導入には「データの見える化」が必要で

		環境測定装置（パソコンを除く） 複合環境制御装置 ハウス自動開閉装置 ヒートポンプ パッドアンドファン 循環扇 換気扇 補光照明器具	あるが、センサー付き二酸化炭素施用装置であれば単独で整備できる。 複合環境制御装置（制御盤）には、クラウド機能が付いた装置も補助対象とするが、通信費、契約料等は補助対象外とする。
7	栽培管理	自動農薬噴霧機 簡易反射式光度計 pHメーター ECメーター 防虫ネット 防虫灯 UV-Bランプ	
8	その他	花き振興計画の目標達成に必要なものとして知事が認める機械	

※管理機は原則として補助対象としない。

別記4 花きメニュー予算配分方法

本事業の予算の配分方法は、次のとおりとする。

第1 ポイントの算出

原則として、事業に取り組む経営体について別記4別表に基づきポイントを算出し、事業計画のポイントとする。ただし、農業者の組織する団体等が事業実施主体となる場合は、事業に取り組む経営体ごとにポイントを算出し、それを平均した数値を事業計画のポイントとする。

第2 予算の配分

- 1 申請があった事業計画のうち、ソフト事業に最初に予算を配分する。ただし、ソフト事業は1事業実施主体につき年間1事業までとする。
- 2 ソフト事業以外の事業計画については、第1により算出したポイントの順に並べ、配分する予算の範囲内でポイントが上位の事業計画から順に申請する額を配分する。
- 3 2により配分した結果、最後の配分可能額が事業計画の申請額を下回る場合は、当該配分可能額を配分する。ただし、予算の一部を留保して配分する場合は、当該事業計画には予算を配分しない。
- 4 原則として、各年度において初めて予算を配分する場合は、配分可能な予算の一部を留保するものとする。

別表 経営体のポイント算出基準

項目	内容	ポイント数
認定農業者	認定農業者	4
年齢	29歳以下	4
	30歳以上 39歳以下	3
	40歳以上 49歳以下	2
	50歳以上 59歳以下	1
後継者	次のいずれかを満たす場合	2
	1 45歳未満の後継者が同一経営内に就農している場合 2 45歳未満の後継者が研修中で、事業実施年度の翌年度までに同一経営内に就農する予定の場合	
法人化	法人として登記されている場合	4
費用対効果	費用対効果を20で除した値をポイントとする。 ただし、2ポイントを上限とする。	費用対効果を 20で除した値

		(最大値は2)
群馬県開発	群馬県農業技術センターが開発した機械や品種を使用している場合	2
チャレンジ	本事業（ソフト事業を除く）の利用状況に応じ、次のとおりポイントを加算する。 ただし、当年度及び前年度に同一市町村において本事業の申請の取下があった場合には、ポイントは加算しない。	
	過去4年間以上利用なし	4
	4年度前に利用	3
	3年度前に利用	2
	2年度前に利用	1
	前年度に利用	0
品種育成	事業実施前の直近1年以内で、オリジナル品種育成のため自ら育種に取り組んでいる場合	2
環境負荷低減農業	「ぐんまエコファーマー」に認定されている場合	2
	事業実施前の直近1年以内で、民間企業等と協働しフラワーロス対策に取り組んでいる場合	2
	事業実施前の直近1年以内で、全国規模や県域の花品評会に出品している場合	2
技術研鑽	事業実施前の直近1年以内で、EC販売や生産者直売を行っている場合	2
販売ルート多角化	事業実施前の直近1年以内で、輸出実績がある場合 又は、「ぐんまグローバルファーマー育成塾」の卒業生である場合	2
輸出	事業実施前の直近1年以内で、農福連携の実績がある場合	2
農福連携	事業実施前の直近1年以内で農福連携の実績がある場合	2